会社法第801条第1項に定める事後備置書類
(吸収合併に係る事後開示事項)

令和2年4月1日

コスモエネルギーホールディングス株式会社

会社法第801条第1項に定める事後備置書類
(吸収合併に係る事後開示事項)

令和2年4月1日

東京都港区芝浦一丁目1番1号
コスモエネルギーホールディングス株式会社
代表取締役　桐　山　　浩

コスモエネルギーホールディングス株式会社(以下「当社」といいます。)およびコスモエネルギーシステムズ株式会社(以下「CES」といいます。)は、令和 2 年 4 月 1 日を効力発生日として、CES の権利義務の一切を当社に承継させる吸収合併(以下「本件合併」といいます。)を行いました。

本件合併に関して会社法第 801 条第 1 項および会社法施行規則第 200 条により開示すべき事項は、次のとおりです。

1.　吸収合併が効力を生じた日(会社法施行規則第 200 条第 1 号)

令和2年4月1日

2.　吸収合併消滅会社における次に掲げる事項(会社法施行規則第 200 条第 2 号)

(1) 会社法第 784 条の 2(吸収合併をやめることの請求)の規定による請求に係る手続の経過

該当事項はありません。

(2) 会社法第 785 条、第 787 条および第 789 条の規定による手続の経過

ア　会社法第 785 条(反対株主の株式買取請求)の規定による手続の経過

該当事項はありません。

イ　会社法第 787 条(新株予約権買取請求)の規定による手続の経過

該当事項はありません。

ウ　会社法第 789 条(債権者の異議)の規定による手続の経過

CES は、会社法第 789 条第 2 項および第 3 項ならびに定款第 5 条（公告方法についての定め）に従い、令和 2 年 2 月 13 日に官報および日刊工業新聞において債権者に対する公告を行いましたが、会社法第 789 条第 1 項の規定に従い CES に対して異議を述べた債権者はいませんでした。

3. 吸収合併存続株式会社における次に掲げる事項(会社法施行規則第 200 条第 3 号)

(1) 会社法第 796 条の 2(吸収合併をやめることの請求)の規定による請求に係る手続の経過

会社法第 796 条の 2 の規定により本件合併の差止請求をした株主はいませんでした。

(2) 会社法第 797 条および第 799 条の規定による手続の経過

ア　会社法第 797 条(反対株主の株式買取請求)の規定による手続の経過

当社は、会社法第 797 条第 4 項の規定に基づき、令和 2 年 2 月 13 日に当社の株主に対して公告を行いました。なお、当社においては、本件合併は、会社法第 796 条第 2 項の規定に基づく簡易合併であるため、当社の株主による株式の買取請求はありません。

イ　会社法第 799 条(債権者の異議)の規定における手続の経過

当社は、会社法第 799 条第 2 項および第 3 項ならびに定款第 5 条（公告方法についての定め）に従い、令和 2 年 2 月 13 日に官報および電子公告（ｈｔｔｐ：／／ｃｅｈ．ｃｏｓｍｏ－ｏｉｌ．ｃｏ．ｊｐ／ｉｒ／ｎｏｔｉｃｅ／ｉｎｄｅｘ／ｈｔｍｌ）において債権者に対する公告を行いましたが、会社法第 799 条第 1 項の規定に従い当社に対して異議を述べた債権者はいませんでした。

4. 吸収合併により吸収合併存続株式会社が吸収合併消滅会社から承継した重要な権利義務に関する事項(会社法施行規則第 200 条第 4 号)

当社は、本件合併の効力発生日である令和 2 年 4 月 1 日をもって、CES の権利義務

の一切を承継いたしました。当社が CES から承継した資産の額は 1,307 百万円（概算値）、負債の額は 1,221 百万円（概算値）です。

5. 会社法第 782 条第 1 項の規定により吸収合併消滅株式会社が備え置いた書面(会社法施行規則第 200 条第 5 号)

別紙のとおりです。

6. 会社法第 923 条の変更の登記をした日(会社法施行規則第 200 条第 6 号)

令和 2 年 4 月 1 日（予定）

7. その他吸収合併に関する重要な事項(会社法施行規則第 200 条第 7 号)

該当事項はありません。

以　上